

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、学校感染症と診断されましたら、速やかに学校へ連絡をしてください。

なお、登校の際は『学校感染症療養状況報告書』を保護者で記入し、担任まで提出してください。医療機関による文書の証明は必要ありません。（ただし療養の期間、登校時期は医師の指示に従ってください。）

『学校感染症療養状況報告書』は、学校でお受け取りになるか学校のWebサイトからもダウンロードできます。

学校感染症と出席停止期間の基準《学校保健安全法施行規則第19条より》

分 類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱	治癒するまで ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）	
	特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	
第2種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたもの。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種感染症	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス・パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（第3種の感染症として扱う場合もあるもの）	

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

※ その他の感染症の場合は、学校までお問い合わせください。